

南神大寺小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定
平成29年4月5日改定
平成30年2月 改定

1 いじめ防止に向けた南神大寺小学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を意識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

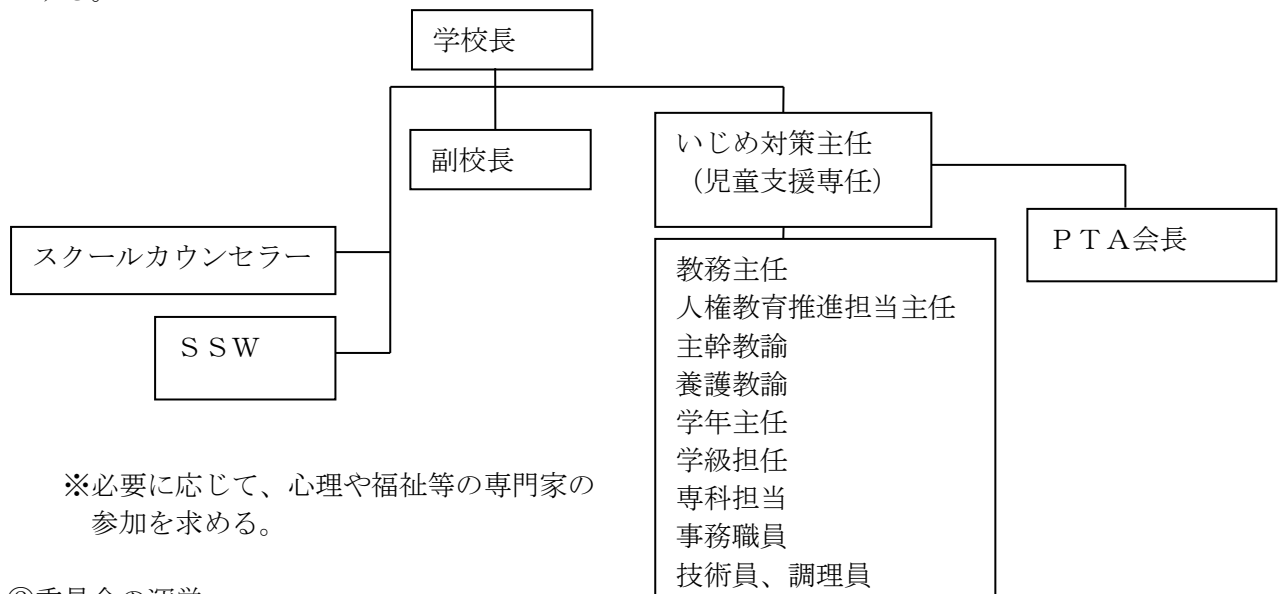
①委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は次のものとする。

校長・副校長・児童支援専任教諭・教務主任・人権教育推進担当主任・養護教諭・学年主任
学級担任・専科担当・事務職員・技術員・調理員

校長直属の組織に属し、いじめ防止対策主任を児童支援専任とする。

児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。



②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、原則月2回、定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うものとし、次の3つの視点から具体的な取組を推進する。

○未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等にかかわる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ・いじめの疑いを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等にかかわる校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、学校全体で共通理解し、未然防止に努める。

- ・あいさつ運動をはじめ、スローガン等、児童会活動の中で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高めるための自主的な活動が行えるよう支援する。
- ・一人ひとりの児童に寄り添い、一人ひとりを大切にされた学校・学級づくりを進める。
- ・日頃より児童との関わりを密にし、小さなサインを見逃さず情報収集を徹底する。
- ・たてわりグループでの集会、遠足、給食などの活動を充実させ、異学年の交流を図り、学級、学年の枠を超えた思いやりの心、豊かな関わりをもつことができるようにする。
- ・子どもたちが安心して過ごすことができるよう、南神スタンダードを周知し、全職員で共通理解し、学校全体チームで子どもに関わり、指導を行う。
- ・いじめ問題に関係する道徳授業の実施を教育課程に位置づける。
- ・人権週間の取組を充実させ、確かな人権感覚・意識を育成する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、安心して学習したり生活したりできるよう努める。
- ・遠足、宿泊行事等の体験活動を通して、友達を大切にする心を培う。
- ・メール、インターネットを通じて行われるいじめ防止に向け、外部機関を利用し、土曜参観等を通じ、高学年を中心に保護者とともに授業を受ける。

②いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見に努める。

- ・いじめの定義理解を含む教職員へのいじめ防止対策研修を月1回行う。
- ・児童の様子や変化、問題行動等、全職員で情報を共有する会議を月一回以上もち、適切な支援、指導ができるよう努める。
- ・児童が安心して生活することができるよう、登校の見守り、下校パトロール、休み時間の見守り等、学校全体チームで見守る。
- ・定期的なアンケート調査（生活アンケート・Y P アセスメント）を実施する。

（6月・11月）

- ・全児童に子ども面談を実施する。（6月・11月）
- ・保護者教育相談の実施（4月）、保護者個人面談の実施（7月・12月）
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施（11月）
- ・PTA実行委員会内にも保護者対応の相談窓口を設置する。

③いじめに対する措置

いじめがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または、対応不要と個人で判断せずに、直ちにいじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的な対応に努める。

- ・いじめ防止対策委員会において情報共有し、対応方針の決定を行う。その際、会議録の作成・保管を行う。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導・支援、保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・事案の全容解明と再発防止に向け、いじめ防止対策委員会が中心となり取り組む。
- ・加害、被害の状況上、配慮が必要となる場合や犯罪性が疑われるものと認められるときには、関連機関や警察との連携を図る。

④いじめの解消

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消」されたと認められた場合であっても、いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する見守りや支援を続けていく。また、保護者との連携も継続し図る。

⑤教職員等への研修

いじめ防止・対応に向けた研修（月1回）、児童理解研修、特別支援教育研修、人権研修等、年間計画を基に校内研修を実施する。また、教育委員会が主催する児童理解及び児童指導、人権教育等の研修にも積極的に参加する。

4月	いじめ防止・対応に向けた研修「いじめの定義」
5月	いじめ防止・対応に向けた研修「いじめを認知したときの対応」
6月	いじめ防止・対応に向けた研修「被害児童に心情理解、加害児童への指導」 特別支援教育理解研修【コンサルテーション】「個に応じた支援のあり方」
7月	いじめ防止・対応に向けた研修「いじめを生まない土壌づくり」 特別支援教育理解研修「個別支援学級 ～他校の取組から～」
8月	児童理解研修「子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用した授業」 いじめ防止・対応に向けた研修「自殺の予防と対応」
9月	
10月	いじめ防止・対応に向けた研修「いじめの未然防止を目指した学校体制」
11月	いじめ防止・対応に向けた研修「学校いじめ防止基本方針の改定に向けて」
12月	いじめ防止・対応に向けた研修「実態把握」
1月	いじめ防止・対応に向けた研修「実態把握における日頃の観察と視点」
2月	いじめ防止・対応に向けた研修「YPアセスメントの活用」
3月	いじめ防止・対応に向けた研修「いじめ根絶に取り組む職員として」

⑥学校運営協議会等の活用

いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を考慮した上で、年度初め、年度末の学校説明会において保護者、地域に向けて報告する。また、「学校運営協議会」「松本中学校ブロック学校・家庭・地域連携事業」を活用し、いじめ問題や学校が抱える問題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取組を進めていく。

⑦取組の年間計画

	活 動 内 容
4	あいさつ運動 懇談会 保護者相談 地域訪問 通学路安全点検 幼保小による新一年生情報交換・小中情報交換
5	学校説明会 松本中学校家庭地域連絡協議会 児童代表委員会による学校スローガ ン決定
6	生活アンケート・YPアセスメント・子ども面談(1回目) 小中交流会(1回目) 土曜授業参観(安全指導・ネットマナー指導) コンサルテーション(1回目)
7	個人面談 自閉症理解研修 人権教育研修 横浜こども会議
9	懇談会(前期振り返り) 小中交流会(2回目)
10	コンサルテーション(2回目)
11	生活アンケート・YPアセスメント・子ども面談(2回目)・いじめ解決一斉キャンペーン
12	人権週間 個人面談 保護者アンケート・児童アンケート
1	小中交流会(3回目)
2	スタンダード見直し(学校経営計画反省内) 松本中学校家庭地域連絡協議会
3	学校説明会での報告 懇談会 幼保小による新一年生情報交換・小中情報交換

※毎月：特別支援教育校内委員会(児童指導・人権教育に関わる情報交換)
いじめ防止対策委員会

※通年：登校時見守り、下校パトロール

4 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめの防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合には、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。